

群馬東部水道企業団水道工事標準仕様書改正等に関する委員会設置要綱

改正案	現 行
(趣旨)	(趣旨)
<p>第1条 <u>この要綱は</u>、群馬東部水道企業団（以下「企業団」という。）における、水道工事標準仕様書及び給水装置施工基準について、<u>関係法令</u>の改正に<u>伴う改正</u>及び社会情勢、そ技術動向等による改正に対応し、水道工事全般における高度な品質と効率的な施工等の確保を目的に、水道工事標準仕様書改正等に関する委員会（以下、「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 群馬東部水道企業団（以下「企業団」という。）における、水道工事標準仕様書及び給水装置施工基準について、上位法の改正に伴う改正及び社会情勢や技術動向等による改正に対応し、水道工事全般における高度な品質と効率的な施工等の確保を目的に、水道工事標準仕様書改正等に関する委員会（以下、「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。</p>
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条	第2条
<p>1 (1) 水道工事標準仕様書の<u>改正</u>に関する こと。 (2) 給水装置施工基準の<u>改正</u>に関する こと。</p>	<p>1 (1) 水道工事標準仕様書の改定に関する こと。 (2) 給水装置施工基準の改定に関する こと。</p>
<u>2 (削除)</u>	2 委員会は、第5条に規定する会議で決定した事項について、速やかに企業団局長又は企業長に報告しなければならない。
<p><u>2</u> 水道工事標準仕様書及び給水装置施工基準に改正があった場合は、必要な手続きを経て関係者へ周知等を行う。</p>	<p>3 水道工事標準仕様書及び給水装置施工基準に改正があった場合は、必要な手続きを経て関係者へ周知等を行う。</p>
(組織)	(組織)
第3条	第3条
<p>1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 委員は、太田本所3名及び、館林支所、みどり支所からそれぞれ選出した2名及び、第6条に規定する各作業部会長2名をもって充てる。</p>	<p>1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 委員は、太田本所3名及び、館林支所、みどり支所からそれぞれ選出した2名及び、第6条に規定する各作業部会長2名をもって充てる。</p>
(任期)	(任期)
第4条	第4条
<p>1 (略) 2 委員に欠員が生じた場合の<u>補欠</u>委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>1 (略) 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

(会議)	(会議)
第5条	第5条
<p>1 (略)</p> <p>2 委員が会議に参加できない<u>ときは</u>、各所属から代理を出席させることができる。ただし、委員長及び副委員長の代理は認めない。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 会議で決定した事項は、速やかに企業長又は局長に報告する。</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 委員が会議に参加できない場合は、各所属から代理を出席させることができる。ただし、委員長及び副委員長の代理は認めない。</p> <p>3 (略)</p>
(部会)	(部会)
第6条	第6条
<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 部会長は、企業団職員より選出された者を充て、副部会長は、<u>株式会社</u>群馬東部水道サービス (<u>次項において「GTSS」という。</u>)より選出された者を充てる。</p> <p>4 部会員は、太田本所、館林支所及びみどり支所から、それぞれ選出した若干名<u>並びに</u>GTSSより選出した若干名をもって充てる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 部会長は、企業団職員より選出された者を充て、副部会長は、群馬東部水道サービス (以下「GTSS」という。)より選出された者を充てる。</p> <p>4 部会員は、太田本所、館林支所及びみどり支所から、それぞれ選出した若干名及び、GTSSより選出した若干名をもって充てる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>
(事務局)	(事務局)
第7条 委員会の事務局は、工務課が担当 <u>す</u> <u>る。</u> 委員会日程調整及び 、 会議録作成等を行う。	第7条 委員会の事務局は、工務課が担当し、委員会日程調整及び、会議録作成等を行う。
(その他)	(その他)
第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会 <u>の</u> 運営に関し必要 <u>な</u> 事項は、委員長が委員会に諮って定める。 <u>ただし、関係法令の改正及び国、県、その他公的機関等の基準の改正により、工事内容に実質的な変更を伴わない仕様書の改正を行うとき、又は委員長が軽微な変更により必要がないと認めるときは、この限りではない。</u>	第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営に関し必要とする事項は、委員長が委員会に諮って定める。

×××附×則

×この要綱は、令和6年3月1日から施行する。